

暫定ケアプランの取り扱いについて

(1) 暫定ケアプランが必要となるケース

- ①要介護等認定申請中の新規利用者で、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ②要介護等認定者が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ③要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

(2) 居宅サービス計画作成依頼届出書

暫定ケアプランによりサービス提供を行う場合には、津山市へ事前に報告し、暫定ケアプランで見込んでいる要介護度をもとにサービス開始までに居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下「届出書」）の提出を行ってください。

(3) 暫定ケアプラン作成に当たっての留意事項

- ①認定結果が非該当となったり、想定していた介護度より低くなることもありますので、介護サービスに要する費用が全額または一部自己負担となる可能性がある事等について、あらかじめ利用者・家族に十分説明を行ってください。
- ②認定有効期限は申請日に遡って決定されるため、暫定ケアプランを作成する場合であっても指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）に定められた一連の業務を行ってください。
- ③認定結果が要介護、要支援のどちらになるか疑わしい場合には、居宅介護事業者と地域包括支援センターが相互に連携をとって対応してください。

(4) 暫定ケアプラン作成時の具体的手順について

別紙参照（暫定ケアプラン作成に係る状況別手続きのフロー）

(5) 認定結果が見込みと異なった場合の取り扱い

認定結果が見込みと異なった場合には、次のとおり取り扱ってください。

- ① 暫定ケアプランを作成した事業所は、認定結果確認後、速やかに引き継ぎを行ってください。
- ② 暫定ケアプランの引き継ぎを受けた事業者は、速やかに高齢介護課へ連絡し、届出書並びに必要書類を提出してください。

なお、届出書の「変更年月日」欄には暫定サービス開始日を記入し、「事業所を変更する場合の事由等」の欄に遡及である旨を記入してください。

【必要書類】

〔暫定ケアプランが要介護見込みで、認定結果が要支援であった場合〕

- ・引き継いだ居宅の暫定ケアプラン
居宅介護サービス計画書第1・2・3・4・6・7表
- ・引き継ぎ後の支援プラン
介護予防サービス支援計画表1・2、介護予防サービス利用表・別表、
担当者会議の記録がわかるもの

[暫定ケアプランが要支援見込みで、認定結果が要介護であった場合]

- ・引き継いだ要支援の暫定ケアプラン
介護予防サービス支援計画表1・2、介護予防サービス利用表・別表、
担当者会議の記録がわかるもの
- ・引き継ぎ後のケアプラン
居宅介護サービス計画書第1・2・3・4・6・7表

(6) 見込みと異なった認定結果が月を超えて出た場合の届出書並びに必要書類の取り扱いについて

届出状況	認定結果	届出の必要性
<u>要介護見込み</u> で居宅サービス計画作成依頼届出書が提出済みの場合	要支援	必要 引き継ぎ後速やかに届出書並びに必要書類の提出を行ってください。月末までに認定結果が確認できない場合は、翌月に速やかに届出を行って下さい。
	要介護	不要
<u>要支援見込み</u> で居宅サービス計画作成依頼届出書が提出済みの場合	要支援	不要
	要介護	必要 引き継ぎ後速やかに届出書並びに必要書類の提出を行ってください。月末までに認定結果が確認できない場合は、翌月に速やかに届出を行って下さい。

※認定日から30日を超えてサービス計画依頼届出書が提出された場合、遡及対象にできませんので、提出日以前のサービス利用は給付できない(全額自己負担となる)場合があります。

※自己作成の取り扱いはありませんのでご注意ください。

※原則的には、償還払いの取り扱いもありません。(やむを得ない事案などは別途ご相談ください)

(7) 給付管理について

届出により変更年月日はサービス提供月まで遡りますので、必要な給付管理事務を行ってください。

また、要介護、要支援の見込みが極めて困難なケースであり、居宅・包括がそれぞれ一連の業務を行いケアプランを作成した場合、ケアプラン代を請求できる場合がありますので、別紙(暫定ケアプラン作成に係る状況別手続きのフロー)を確認ください。